

2020/06/05 掲載

株式会社プランニング三誠 行動計画（第2回）

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

ノー残業デー 有給休暇取得_____行動計画

1. 計画期間 令和 2年 6月 1日 ~ 令和 7年 5月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和2年 12月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを月に4日設定、実施する。

<対策>

- 令和2年 6月～ 残業時間の現状を把握
- 令和2年 9月～ 社内会議で業務の効率化を検討
- 令和2年 12月～ ノー残業デーの実施
管理職会議で実施内容の成果・変更点等の確認及び社内回覧による社員への周知（毎月）

目標2：令和3年 1月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 7日以上とし、有給休暇取得予定表の提出開始。

<対策>

- 令和2年 6月～ 有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年 8月～ 社内会議で検討開始、実施に向けた内容の周知
- 令和2年 9月～ 従業員へ有給休暇取得に向けて年間取得予定表の提出
- 令和3年 1月～ 有給休暇取得予定表未提出者の提出促進、取得状況の確認

株式会社プランニング三誠 行動計画（第2回）

従業員が仕事と子育て（家庭）を両立させ、またその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

短時間勤務制度

（フレックスタイム制度）

「子ども参観日」行動計画

1. 計画期間 令和2年 6月 1日～ 令和7年 5月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和2年 12月までに、中学校就学までの子を持つ従業員の短時間勤務制度の周知・活用と、育児・介護におけるフレックスタイム制度の導入

<対策>

- 令和2年 6月～ 社内会議で短時間勤務（フレックスタイム制度）について周知
- 令和2年 8月～ 対象労働者へ再度短時間勤務（フレックスタイム）制度活用について説明
- 令和2年12月～ 制度導入
社内会議で実施内容の成果・変更点等の確認及び社内回覧による社員への周知（3か月毎）

目標2：令和3年 4月までに、子供が保護者である従業員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施。その後懇親会を行い、子供が保護者の仕事に理解・興味・安心感を持ってもらう目的。

<対策>

- 令和2年 6月～ 社内会議で「子ども参観日」について意見交換
- 令和2年10月～ 管理職会議で具体的に検討開始、実施に向けた内容の周知

- 令和3年 4月～ 参観日の実施。

社内会議で実施内容の変更点等確認。次回実施日の検討。

株式会社プランニング三誠 行動計画（第2回）

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育て（家庭）を無理なく両立させることができるように、次のように行動計画を策定する。

男性従業員の子育て休暇促進

子育て介護の看護休暇 行動計画

1. 計画期間 令和2年 6月 1日～ 令和7年 5月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和2年 12月までに、中学校就学までの子供を持つ男性従業員の子育て目的として有給休暇を安心して取れる体制と、半日勤務等の取得促進を実施する。

<対策>

- 令和2年 6月～ 社内会議で休暇取得に向けた体制の検討。
- 令和2年 9月～ 社内会議で業務の効率化を検討
- 令和2年 12月～ 制度導入
社内回覧による社員への周知（3か月毎）

目標2：令和2年 10月までに、子育てや介護における急な看護の休暇に対して年10日利用でき、半日単位や時間単位での有給休暇取得実施。

<対策>

- 令和2年 6月～ 社内会議で意見交換。従業員の意識統一を図る。
- 令和2年 8月～ 実施に向けた内容の周知
- 令和2年 10月～ 制度導入
社内会議で内容等の確認・変更点など見直し（半年毎）